

様式第160号 (刑訴第298条
規程第116条)

証 拠 調 べ 請 求 書

令和3年3月26日

東京地方裁判所刑事第13部 殿

東京地方検察庁

検察官 検事 加藤 和宏

被告人 大川原化工機株式会社, 大川原正明, 島田順司 に対する外国為替及
び外国貿易法違反, 関税法違反 被告事件につき, 別紙証拠等関係カード記載
の証拠の取調べを請求する。

証 拠 等 関 係 カ ー ド (甲) (No. 19)									
(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)									
番号	標 記 [供述者・作成年月日、住居・尋問時間等]	請求 期 日	関係 被告人	意 見 内 容	期 日	関係 被告人	結 果 内 容	取 調 順 序	備 考 循てつ箇所
80	捜照(謄) [(員) ██████████] 30.5.15 腸管出血性大腸菌血清型O157の乾熱に對する熱感受性の実験結果の照会等 (全)		A B D						
81	██████████ ██████████ ██████████ 30.5.21 腸管出血性大腸菌血清型O157を90℃で乾熱処理したときの死滅までに要する時間等 (全)		A B D						
82	捜照(謄) [(員) ██████████] 29.11.21 腸管出血性大腸菌血清型O157の乾熱に對する熱感受性の実験結果の照会等 (全)		A B D						
83	██████████ ██████████ 29.11.22 腸管出血性大腸菌血清型O157を100℃で乾熱処理したときの死滅までに要する時間等 (全)		A B D						
84	捜照(謄) [(員) ██████████] 3.2.25 腸管出血性大腸菌O157の乾燥熱に對する熱感受性の実験結果の照会等 (全)		A B D						

(被告人)
複 数 用)

(被告人 A 大川原化工機械)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司

証拠等関係カード(甲) (No. 20)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果			備 考	
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序		
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容			内 容		備 考
85	3.2.26 腸管出血性大腸菌0157を50℃の乾熱処理したときの死滅までに要する時間、室温で放置した腸管出血性大腸菌0157が生存している時間等 (全)		A B D							編てつ箇所
86	聴取結果報告書（千葉大学大学院医学研究 院准教授 清水健） (員) 3.2.26 50℃で乾熱処理した腸管出血性大腸菌 0157の死滅原因が、長時間の乾燥による 枯渇ではなく、50℃の熱処理であること 等 (全)		A B D							
87	捜照(勝) (員) 30.1.9 ウェルシュ菌及び大腸菌の乾熱滅菌器に よる殺菌試験の依頼等 (全)		A B D							
88	捜照 国立大学法人岐阜大学生命科学研究支援セ ンター 30.2.19 ウェルシュ菌及び大腸菌の乾熱滅菌器に よる殺菌試験の経過・結果等 (全)		A B D							

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原化工機 関
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司